

2020. 6. 30

疫学上の制限措置の一部の再強化について（新型コロナウイルス関連）

- 6月30日、ウズベキスタンへの新型コロナウイルスの進入の阻止に係る措置策定特別共和国委員会は、7月1日から疫学上の制限措置を再び強化すると発表しました。
- 今回の強化に伴い、ウズベキスタン全土のショッピングモール、バザールは毎土曜日、日曜日を休業とし、消毒作業を実施するほか、公共の場におけるマスク及び手袋の着用が義務づけられます。
- また、感染状況評価が赤色及び黄色の都市・地区においては、午前7時から午後11時までの間、公共の場に3人以上で集まることや、健康状態の悪化や薬の購入を除き、午後11時から午前7時までの間に屋外にいることが禁じられます。
- 上記に関するものを含め、当地における滞在に関する必要なお知らせについては、当館より領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

- 1 6月30日、ウズベキスタンへの新型コロナウイルスの進入の阻止に係る措置策定特別共和国委員会は、7月1日より疫学上の制限措置を再び強化すると発表しました。
- 2 7月1日より強化される制限措置は以下のとおりです。なお、以下の制限措置に違反した場合、行政責任が問われることとなりますのでご注意ください。
 - (1) ウズベキスタン全土で適用されるもの
 - ア ショッピングモール、バザールは、衛生・消毒作業のため、土日休業とする。
 - イ 公共の場や企業活動の対象となる場所では、市民は2メートルのソーシャル・ディスタンスを保つこと、また、医療用マスクと手袋の着用を義務付ける。
 - ウ 市民に対し、スーパー等の主要商業施設の入口で、医療用マスクを無料で配布する。
 - エ 結婚式、祝賀会、式典は、市民の家や中庭で30人以内（近親者及び同じ地区に居住する他の親戚に限る）で行い、衛生上の要件を厳格に遵守することが求められる。
 - (2) 赤色・黄色地域で実施するもの
 - ア 午前7時から午後11時までの間、公共の場に3人以上で集まることを禁止する。また、午後11時から午前7時までの間に屋外や集合住宅の中庭にいることを禁じる。なお、健康状態の悪化や妊娠などで医療機関に行く必要がある場合や、薬局に薬を買いに行く場合は除く。
 - イ 週末の公共交通機関の運行ペースを削減する。また、旅客運送業全体について、乗客はソーシャル・ディスタンスを保持し、「衛生疫学上の要件に基づいて」バスに乗車することとする。
- 3 上記に関するものを含め、当地における滞在に関する必要なお知らせについては、当館より領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

(何かあった場合の連絡先)

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：(代表) +998-78-120-8060, (夜間・休日用緊急携帯) +998-91-162-5009

ホームページ：https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：(代表) +81-3-3580-3311, (内線) 2902, 2903